

鳥栖市市庁舎建て替えに関するアンケート(案)

調査ご協力のお願い

日頃から、市政へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在の市庁舎は、建設後約50年が経過し、これまで大規模改修を行っておらず、老朽化や耐震性能不足、バリアフリーなどの構造上の問題等を抱えています。

先の熊本地震や鳥取中部地震では、本市と同様に耐震性能の低い庁舎が損壊し、使用不能になったことで災害対応の拠点機能を果たせず、復旧活動に支障をきたす事態が発生し、庁舎の耐震性が改めて問題となりました。こうした背景を踏まえまして、本市では新庁舎の建設に向けた検討を進めています。

今年度は、新庁舎の具体的な機能や場所などをまとめた市庁舎整備基本計画の策定を進めていくこととしており、このアンケート調査は、新庁舎建設に関する市民の皆様のお考えやご意見をお聞かせいただき、市庁舎整備基本計画策定の参考とさせていただくために実施するものです。

調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

平成29年7月

鳥栖市長 橋本 康志

対象は、18才以上の市民の皆様の中から2,000名を無作為抽出しました。

調査票は、この目的以外に使用することはなく、また、個人が特定されることはありません。

【記入方法】

回答はすべて調査票に直接ご記入ください。

ご回答いただきました調査票は、同封の「返信用封筒(切手は不要です)」に入れ、

7月31日(月)までに返送(郵便ポストに投函)をお願いします。

【本調査(アンケート)に関するお問い合わせ先】

※本調査(アンケート)の内容等で、ご不明な点やご質問などがございましたら
下記へご連絡ください。

鳥栖市役所 総合政策課

〒841-8511 鳥栖市宿町1118番地

TEL: 0942-85-3511 FAX: 0942-82-1994

Email: sougou@city.tosu.lg.jp

アンケート調査票

- ・お答えは設問ごとの説明にしたがって、当てはまる番号(数字)に○印を付けてください。
- ・選択肢の中で「その他」に回答された場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。
- ・参考資料として平成29年1月に策定しました「鳥栖市庁舎整備の基本的考え方(概要版)」を6頁以降に掲載しています。

【問1】 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

【問2】 あなたの年齢をお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20歳～29歳 | 3. 30歳～39歳 |
| 4. 40歳～49歳 | 5. 50歳～59歳 | 6. 60歳～69歳 |
| 7. 70歳以上 | | |

【問3】 あなたの現在のお住まいの地区を教えてください。(○は1つ)

(ご自分の地区が分からない場合は、項目下の《参考》でご確認ください。)

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| 1. 鳥栖地区 | 2. 鳥栖北地区 | 3. 田代地区 |
| 4. 弥生が丘地区 | 5. 若葉地区 | 6. 基里地区 |
| 7. 麓地区 | 8. 旭地区 | |

《参考》

- 鳥栖地区 : 轟木町、元町、秋葉町、藤木町、今泉町、真木町、高田町、東町、本通町、京町、安楽寺町、事業団宿舎、南部団地、つばさ鳥栖、鉄道寮
- 鳥栖北地区 : 本町、本鳥栖町、大正町、古野町、鎗田町、土井町、神辺合町、布津原町、宿町
- 田代地区 : 田代昌町、田代新町、田代上町、田代外町、田代外町住宅区、田代大官町、田代本町、永吉町、加藤田町
- 弥生が丘地区 : 柚比町、今町、弥生が丘東区、弥生が丘中央区、弥生が丘南区
- 若葉地区 : 神辺町、萱方町、浅井町、柳区、古賀町、河内町、古賀団地、虹が丘町
- 基里地区 : 酒井西町、酒井東町、曾根崎町、水屋町、飯田町、原町、姫方町、幡崎町、桜町、松原町
- 麓地区 : 蔵上町、養父町、牛原町、山浦町、桜ヶ丘町、山都町、原古賀町、平田町、立石町、一本杉区
- 旭地区 : 江島町、村田町、西新町、儀徳町、前田町、幸津町、下野町、三島町、村田新町、競馬場団地、西田町、青葉台、あさひ新町、栈敷団地

(次ページへ)

【問4】 あなたの鳥栖市での居住年数を教えてください。(○は1つ)

1. 1年未満
2. 1年～5年
3. 6年～10年
4. 11年～20年
5. 21年以上

【問5】 最近(おおむね1年以内)、市役所にどの程度訪れたことがありますか。(○は1つ)

1. ほぼ毎日
2. 週1、2回程度
3. 月1、2回程度
4. 年3、4回程度
5. 年1回程度
6. 数年に1回程度
7. 訪れたことがない
8. その他 ()

【問6】 市役所を訪れる際に、どのような交通手段を利用されていますか。(○は1つ)

1. 自家用車(家族の送迎含む)
2. 自転車・バイク
3. 徒歩
4. バス
5. タクシー
6. その他 ()

【問7】 どのような用件で市役所を訪れますか。(○は複数選択可)

1. 戸籍(出生・婚姻など)届出・住所変更届出・印鑑の登録、諸証明手続き
2. 子育て、介護など福祉に関すること
3. 国民健康保険、国民年金に関すること
4. 税金に関すること
5. 市営住宅に関すること
6. 教育に関すること
7. 農業や商工業に関すること
8. 地域やNPO法人に関すること
9. ごみの分別や出し方に関すること
10. 水道・下水道の利用開始・中止に関すること
11. その他 ()

(次ページへ)

【問 8】 市役所庁舎を訪れた際にお困りになったこと、不便に感じたことはありますか。
(○は複数選択可)

1. 窓口が分散しており、どこに行けばよいかわかりづらい
2. 受付待ち人数がわからない
3. 出入り口に段差がある、エレベーターが狭いなどユニバーサルデザインが十分でない
4. 通路や待合（休憩ができる）スペースが狭い
5. 相談できるスペースが足りない、相談のプライバシー確保が十分でない
6. 子育て世代に配慮したキッズスペースが十分でない
7. 駐車場・駐輪場が十分でない
8. トイレの数や機能が十分でない
9. 建物内の照明が暗い
10. 困ったことや不便に感じたことはない
11. その他（)

【問 9】 このアンケートの以前から、市が庁舎の建て替えの検討を進めていることを知っていましたか。(○は1つ)

1. 知っていた
2. 知らなかった

【問 10】 庁舎の「建て替え場所」を考える上で、重要視する項目を選んでください
(あてはまるものに、○は3つまで)

1. 現在、市が所有している土地を活用するなど、建設経費を安くすること
2. バス、鉄道などの公共交通機関の便が良いこと
3. 主要な幹線道路に接していること
4. ゆとりのある駐車スペースが確保できること
5. 国や県の機関（窓口）に近いこと
6. その他（)

(次ページへ)

【問11】 庁舎の建て替えにあたって「市庁舎の位置付け、役割」で重視すべき点について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(あてはまるものに、○は3つまで)

1. 災害対応拠点を充実すること
2. だれもが利用しやすい、高い利便性を備えた庁舎であること
3. 財政負担を少なくすること
4. 鳥栖市のシンボルとなるようなデザインの庁舎
5. 将来の変化に柔軟に対応できるよう、建物や敷地にゆとりがあること
6. まちの活性化につながること
7. 市民の交流の場や市民活動の場であること
8. 省エネルギーなど環境にやさしい建物であること
9. その他 ()

【問12】 庁舎の建て替えにあたって「市庁舎の機能」で重視すべき点について、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。(あてはまるものに、○は3つまで)

1. 分かりやすい窓口や総合案内の充実
2. エレベーターなどのユニバーサルデザインの充実
3. 市民の交流の場やキッズスペースがあること
4. 庁舎敷地内に子どもが遊べるような広場や憩いの場があること
5. 交通の利便性が高く、十分な規模の駐車場や駐輪場があること
6. バス・タクシーの停留所や待合場所があること
7. 現庁舎の機能の程度が良い
8. その他 ()

【問13】 その他、庁舎の建て替えについて、ご意見やご要望を自由にお書きください
なお、個別の回答はいたしかねますことをご了承ください。

以上で質問は終了です。回答いただきありがとうございました。

お答えいただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れて、

平成29年7月31日（月）まで に返送（郵便ポストに投函）をお願いします。

鳥栖市庁舎整備の基本的考え方（概要版）

平成29年1月

平成28年4月の熊本地震を受け、市庁舎のあり方と整備について調査検討を行うために、同年8月に「鳥栖市庁舎に関する庁内検討会」を新たに設置し、現庁舎の現状分析等を行い、今後の庁舎の基本的な考え方について取りまとめました。

新庁舎整備の背景

現状と課題

① 耐震性能の不足

市庁舎本館は耐震診断の結果、耐震性能が不足しています。

熊本地震や鳥取県中部地震では、耐震性能の低い庁舎が損壊し使用不能になったことで、災害対応の拠点機能を果たせず復旧活動に支障をきたす事態が発生しました。

② 建物・設備の老朽化

本庁舎は昭和42年度に建設され、建設後約50年を経過しておりますが、これまで大規模改修を行っていないため老朽化が進んでいます。

③ 庁舎の狭あい

行政ニーズの多様化、事務量の増加等により狭あい化が進んでいます。

④ ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの対応は不十分な状態です。



庁舎整備の手法について

現庁舎は耐用年数までの期間が短い上、耐震補強を行えば庁舎機能が制限されるため、改修ではなく、新庁舎を整備することとします。

庁舎整備の基本となる考え方

大地震はいつでも起こりうることから、早急に庁舎整備に取り組むため、鳥栖市庁舎整備の基本的考え方を取りまとめました。

建設場所

新庁舎の建設場所については、次の要件を満たす必要があります。

■ 市民の利用に便利な位置であること。

※地方自治法第4条第2項（抜粋）

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

■ 防災拠点として安全性が確保されること。

■ 経済性に優れていること。

■ 一定規模の面積が確保できること。

■ 建設に早期着手することができること。

【新庁舎の建設場所】

現庁舎敷地についてはこれらの要件を満たしていますが、今後これらの要件を踏まえ、複数の候補地について検討していきます。

施設機能

新庁舎整備にあたり、次のような機能が求められると考えられます。

- 防災拠点としての機能
- すべての方に利用しやすい機能
- 分かりやすい窓口機能
- 執務上効率的な機能
- 経済性に優れ、環境に配慮された機能

【新庁舎の施設機能】

今後、求められる施設機能を実現するための具体的な方策を検討します。

事業費と財源

通常、一般財源と一般単独事業債（充当率75%、交付税措置なし）を借り入れて財源とすることとなります。

○市町村役場機能緊急保全事業債（充当率90%、交付税措置あり）

市町村が庁舎の建替えを緊急に実施することを目的として、今年度新たに創設されました。ただし、平成32年度までと期間が設定されています。

新庁舎整備スケジュール

今後の進め方

本アンケート等により、市民の皆様などのご意見等を踏まえながら、「鳥栖市市庁舎整備基本計画」の策定を進めていきます。

